

平成30年安高建管公示第8号（平成31年度及び平成32年度において、市が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「8号公示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

安芸高田市長 浜田 一 義

1 追加申請期間

(1) 書面による申請

別表左欄のとおり。

(2) 電子申請

別表各項左欄の期間内に電磁的記録を広島県及び市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各項右欄の日までに広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号）に到達させなければならない（それぞれの期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

2 申請に係る添付書類の特例

別表各項左欄の期間に行う追加申請には、8号公示別表第2第2号ただし書の規定にかかわらず、それぞれ別表各項中欄に掲げる日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評価値通知書（以下「通知書」という。）で最新のものを添付するものとする。

別表

追加申請期間	経営事項審査の結果通知書等の審査基準日	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
平成31年5月13日(月)から 平成31年5月17日(金)まで	平成29年10月13日	平成31年5月24日(金)
平成31年7月1日(月)から 平成31年7月5日(金)まで	平成29年12月1日	平成31年7月12日(金)
平成31年10月7日(月)から 平成31年10月11日(金)まで	平成30年3月7日	平成31年10月18日(金)
平成32年2月3日(月)から 平成32年2月7日(金)まで	平成30年7月3日	平成32年2月14日(金)
平成32年5月11日(月)から 平成32年5月15日(金)まで	平成30年10月11日	平成32年5月22日(金)
平成32年9月7日(月)から 平成32年9月11日(金)まで	平成31年2月7日	平成32年9月18日(金)

3 平成30年7月豪雨災害に係る特例

8号公示7の平成30年7月豪雨災害に係る特例については、追加申請時には適用しない。